

## 報告第3号

### 令和7年度亀岡市水道事業会計予算の 繰越しについて

令和7年度亀岡市水道事業会計予算に係る建設改良に要する経費及び営業費用の一部を、地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定に基づき、別紙のとおり令和8年度へ繰越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

令和7年度亀岡市水道事業会計予算繰越計算書

別 紙

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						国庫支出金	企業債	出資金	負担金	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	施設改良 事業	円 655,695,000	円 156,461,000	円 499,234,000	円 13,679,000	円 220,700,000	円 35,900,000	円 15,289,000	円 213,666,000	円	円	関係者との調整に不測の日数を要したため
		給水車更新 事業	円 21,155,000		円 21,155,000		円 20,400,000				円 755,000		円

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						国庫支出金	企業債	出資金	負担金	損益勘定 留保資金			
1 水道事業 費用	1 営業費用	配水施設 整備事業	円 1,980,000		円 1,980,000					円 1,980,000		円	必要材料の製造工程で遅れが生じたため
		水道基本 料金免除 事業	円 1,012,000		円 1,012,000					円 1,012,000		円	システム改修方法に変更が生じたため